る権利に係る契約その他の法律行為において次に掲げる事項の全ての定めがある場合において同号に掲げる行為として行う取引にあっては、双方の運用財産に係る⑴の同意を含む。）を得たものであること。

［⑴・⑵　略］

ロ　［略］

三　次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運用（適格機関投資家等特例業務（法第六十三条第一項第二号に掲げる行為であって、当該行為に係る出資対象事業持分が令第十七条の十二第二項各号に掲げる要件に該当するものに限る。第百三十四条第一項第三号ハにおいて同じ。）を行うものに限る。次号において同じ。）を行うこと。

［イ・ロ　略］

四　［略］

五　次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ　当該運用が法第二条第八項第十二号又は第十五号（ハに係る部分に限る。）に掲げる行為に該当するものであること。

ロ　双方の運用財産の全ての権利者（当該運用が法第二条第八項第十二号（ロに係る部分に限る。）に掲げる行為に該当する場合にあっては、同号ロに掲げる契約の相手方を除く。）が適格機関投資家であること。

ハ　個別の取引ごとに双方の運用財産の全ての権利者に取引説明を行い、当該全ての権利者の有する権利の三分の二（これを上回る割合を定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数の同意を得たものであること。

ニ　不動産信託受益権に係る売買であって、合理的な方法により算出した価額により行う取引であること。

六　［略］

［2・3　略］

（決済措置適用除外取引の確認に係る記録）

第百五十八条の三　第百五十七条第一項第三号の三の決済措置適用除外取引の確認に係る記録には、受託した有価証券（令第二十六条の二の二第一項（同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）に規定する金融庁長官が指定する有価証券に限る。）の空売りが取引等規制府令第九条の三第一項第二十号から第三十六号まで、第二項第七号から第九号まで又は第三項第七号から第十号までに掲げる取引として行うものであることを確認する場合における当該空売りの内容に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～三　略］

（金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合）

第百九十九条　金融商品取引業者にあっては、法第五十条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～十一　略］

る権利に係る契約その他の法律行為において次に掲げる事項の全ての定めがある場合において同号に掲げる行為として行う取引にあっては、双方の運用財産に係る⑴の同意を含む。）を得たものであること。

［⑴・⑵　同上］

ロ　［同上］

三　次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運用（適格機関投資家等特例業務（法第六十三条第一項第二号に掲げる行為であって、当該行為に係る出資対象事業持分が令第十七条の十二第二項に掲げる要件に該当するものに限る。第百三十四条第一項第三号において同じ。）を行うものに限る。次号において同じ。）を行うこと。

［イ・ロ　同上］

四　［同上］

［号を加える。］

五　［同上］

［2・3　同上］

（決済措置適用除外取引の確認に係る記録）

第百五十八条の三　第百五十七条第一項第三号の三の決済措置適用除外取引の確認に係る記録には、受託した有価証券（令第二十六条の二の二第一項（同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）に規定する金融庁長官が指定する有価証券に限る。）の空売りが取引等規制府令第九条の三第一項第二十号から第三十六号まで、第二項第七号から第九号まで又は第三項第六号から第九号までに掲げる取引として行うものであることを確認する場合における当該空売りの内容に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～三　同上］

（金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合）

第百九十九条　［同上］

［一～十一　同上］